

法的再建手続

1 法的再建手続の種類

日本法の下では、会社更生手続と民事再生手続があります。

会社更生手続と民事再生とは、主として、①適用対象、②管理処分権の帰属主体、③担保権や租税債権等の権利行使に対する制約内容、④組織変更の難易、⑤計画案の可決要件の厳格性の点で違いがあります。

①について、民事再生手続は、対象となる主体には制限がありませんが、会社更生手続は株式会社に対してのみ適用されます。

②について、民事再生手続は原則として DIP 型、会社更生手続は、原則として第三者による管理型でしたが、近時、DIP 型会社更生が運用開始されるようになりました。

以下、会社更生手続の最近の論点をカバーしながら、日本の法的再建手続について説明をします。

2 会社更生手続の目的と流れ

会社更生手続は、窮境にある株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者等の利害関係人の利害を適切に調整し、もって当該株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする手続です（会更 1）。

会社更生は、日本における最も強力な再建手続です。その理由は、会社更生では、担保権を有する債権あるいは租税債権や労働債権等の一般優先権のある債権といえども手続の中に取り込まれ（会更 2⑩、47①、50①、135①）、いずれも更生計画に従った弁済を受けることを甘受すべきとされている点にあります（会更 167①一、168、169）。

東京地裁においては、標準スケジュールでは申立てから更生計画認可までの期間が 12 ヶ月程度、短縮型スケジュールでは同じく 8 ヶ月程度と見込んでいます。会社更生は、一般的には、①事前相談・申立て、②保全措置、③開始決定、④債権の届出・調査、⑤財産評定、⑥更生計画案の提出・決議・認可、⑦更生計画の遂行、⑧終結という流れで進行していきます。

3 会社更生手続に関する最近の論点

会社更生では、近年、東京地裁における DIP 型更生の運用開始、商取引債権の随時弁済、更生担保権者委員会利用の活性化、など、様々な新たな取り組みが見られています。また、必ずしも会社更生に限った問題ではありませんが、企業の経済活動のグローバル化に伴って国際倒産が増加しており、諸外国において承認援助手続を利用する事案も増加しています。最近では、エルピーダ・メモリーの会社更生手続について、アメリカで CH15 の申立てを行いました。CH15 の手続を取った場合、アメリカ国内にある更生会社の資産の処分等については、米国裁判所の許可を得る必要があります。外資系の債権者は、情報開示への要求度が日本の債権者よりも遥かに高く、許可を得る手続の過程において、債権者からの申立てによって discovery が行われる場合があります。会社更生手続における情報開示が新たな問題として浮かび上がっています。

4 DIP 型会社更生手続について

(1) 東京地裁における DIP 型会社更生手続の運用

更生手続では、従来は、利害関係のない管財人を選任し、現経営陣を総退陣させるという運用が一般的でしたが、現経営陣が退くということになると、事業価値の毀損が懸念されますし、現経営陣としては、第三者の管財人に会社の更生を委ねることに抵抗があり、早期に会社更生の申立てをすることを躊躇することとなり、会社更生の申立数が減少することになりました。そこで、東京地裁としても、事業価値の毀損をできるだけ防止するという経済合理性の観点からの要請や DIP (Debtor In Possession) 型である民事再生事例の蓄積等により DIP 型に対する理解が浸透してきたことを受け、①事業価値の毀損の少ない早期における申立てを促すこと、②経営の断絶を避け、現経営陣を活用しての再建策を遂行することにより事業価値の毀損を防止して利害関係人の満足を最大化すること、③更生手続が倒産手続全体の中でふさわしい役割を果たせるよう事案に即した多様な選択肢を提供することを目的として、平成 21 年 1 月より、DIP 型更生手続の運用が開始されています。

(2) DIP 型の 4 要件

東京地裁における DIP 型更生手続の利用にあたっては、次の 4 つの要件を満たすことが前提条件とされています。

① 現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと
役員等責任査定決定を受けるおそれがあると認められる者については、そもそも管財人や管財人代理に選任することはできません（会更 67③、70①但書）。

② 主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと
現経営陣に従前どおり経営を任せて再建を担わせるのが相当か否かは、強い利害関係を有する主要債権者の良く知るところであり、また、主要債権者の反対がない場合にまで現経営陣の退陣を求める必要もないと考えられます。しかしながら、主要債権者が現経営陣の経営関与に反対しており、その反対理由に合理性がある場合には、更生手続の遂行に支障が生じることになりますので、DIP 型を認めることはできません。

③ スポンサーとなるべき者がいる場合はその了解があること
いわゆるプレパッケージ型の更生手続において、大多数の債権者がスポンサー選定に反対していない場合には、スポンサーの了解が必要となります。

④ 現経営陣の経営関与によって更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと
上述の①乃至③の要件を充足しているときであっても、保全段階で現経営陣が保全処分に違反したりするなど、更生手続の遂行に問題が生じる場合には、更生手続の公正と適切な遂行を維持するために、第三者の管財人を選任する必要があります。

(3) スケジュールと手続の進行

東京地裁では、申立てから更生計画認可までの期間を最短 6 ヶ月程度と見込んでおり、管理型よりも迅速な進行が期待されています。

① 申立て

申立て時点では、DIP 型 4 要件を充足するか否か明らかではないのが通常です。そこで、DIP 型更生手続を求めて申立てがなされた場合、裁判所は、事前相談等により開始決定時に DIP 型 4 要件を満

たすことが困難であると予想される場合を除き、申立て当日には、弁済禁止の保全処分（会更 28①）又は包括的禁止命令（会更 25）を発令するにとどめ、保全管理命令（会更 30）を発令せずに現経営陣に経営権を留保します。なお、DIP 型更生手続では、保全段階から現経営陣（開始後は事業家管財人）を法的にサポートする法律専門家の存在が欠かせないため、申立代理人がそのまま法律家アドバイザーに選任されるのが一般的です。

更に、上述の保全措置と同時に、裁判所は、監督命令兼調査命令（会更 35、39）を発令し、更生手続実務の経験を豊富に持つ弁護士を監督委員兼調査委員に選任し、同委員に対し、監督委員として現経営陣の経営状況の監督を求めるとともに、調査委員として開始要件の存否等の通常の調査に加え、現経営陣の事業家管財人としての適性に関する調査を求めています。実務上、現経営陣の管財人適性については、主要債権者や従業員との面談又は書面による意見聴取（アンケート）、補助者である公認会計士による調査（粉飾の有無等）その他の情報提供等を通じて行われます。監督委員兼調査委員は、保全管理人や管財人と同等の調査権限（会更 39 柱書、126、77、34）をもって調査を行い、申立て後 3 週間を目処に、調査報告書を裁判所に提出します。

② 開始決定

監督委員兼調査委員の調査の結果、開始相当であり、かつ、前述の DIP 型 4 要件を充足すると認められる場合には、速やかに開始決定が発令され（会更 41）、現経営陣のなかから事業家管財人が選任されます（会更 42）。この点、管理型であると DIP 型であることを問わず、利害関係人全員のために善管注意義務を負うことなど、管財人の任務と地位に違いはありません（会更 67 以下）。東京地裁では、管財人候補者と直接面談し、管財人としての職責について確認する機会を設ける運用をしています。

更に、裁判所は、開始決定と同時に調査命令を発令し（会更 125）、上述した監督委員兼調査委員を改めて調査委員に選任するのが一般的です。その際、調査委員には、更生会社と多数の利害関係人の利益を管財人が適切に調整しているかを客観的に担保するため、管財人が行う財産評定、債権調査、更生計画案の当否等の調査を命ず

るとともに、管財人による許可申請に意見を付すことも求めています。調査委員が管財人と同等の調査権限を有していることは前述したところと同様です（会更 126、77）。実務上、調査委員は、自ら又は補助者である公認会計士を通じて調査を行うとともに、管財人団会議への出席等を通じ、日常業務、更生担保権者との協議、スポンサー選定、更生計画案策定方針等についても管財人から報告を受け、それに意見を述べるなど積極的に関与します。調査委員の調査結果は、最終的には、管財人等から提出された更生計画案について付議決定がなされたときに、更生計画案とともに意見書(又は要旨)が送付されることにより、その概要が債権者にも周知されます。

なお、DIP 型 4 要件を充足する場合であっても、事案に応じて、現経営陣の事業家管財人とともに申立代理人又は監督委員兼調査委員が法律家管財人となったり、現経営陣が法律家管財人の管財人代理に留まったりするなど、適切な手続遂行のため、権限の分配や監督機関の設置に柔軟な工夫が見られます。また、開始相当ではあるものの DIP 型 4 要件を充足しない場合は、通常、監督委員兼調査委員を管財人として、以後、管理型の事件と同様に進行します。

③ 更生計画認可決定後

更生計画認可決定後は、裁判所の要許可事項の縮小に伴って調査委員の任務も軽減されますが、更生計画の遂行状況をモニタリングするため、調査委員が引き続き関与するのが一般的です。

(4) DIP 型更生手続に適した事案

更生手続と民事再生手続との使い分けは、主として、担保権者や租税債権などの優先権ある債権者を手続に取り込む必要性の有無によって判断されます。このよう観点から会社更生手続の必要性があり、かつ、現経営陣に再建に向けた能力と意欲があって、DIP 型 4 要件を満たすならば、DIP 型更生手続の適用を積極的に検討することができます。特に、事業継続のために担保権等を拘束する必要がある一方で、現経営陣による経営継続によって短期間に再建策を講じることができ、事業価値の毀損を最小限に食い止めることが可能となるような事案では、適切な選択肢であるといえます。前述したエルピーダ・メモリーの更生事件においても、従来の代表取締役が事業

家管財人に就任し、DIP 型で手続を進めることができた結果、事業価値の毀損を防ぐことができたと評価できます。また、その結果として、迅速に適切なスポンサー選定をすることができたとも考えられます。

5 更生計画案と基本原則。

(1) 更生計画の意義

更生計画とは、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部を変更する条項その他の会社更生法 167 条に規定する更生会社の維持更生を図るための基本的事項を定めた計画をいいます（会更 2②）。更生会社をどのように更生させるかを具体的に記載するものであり、更生手続において最も重要な役割を果たします。

更生手続においては、更生計画が認可されると、更生計画の定め又は会社更生法の規定によって認められた権利等を除き、全ての更生債権等についてその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅し（会更 204）、更生債権者等及び株主の権利は更生計画の定めに従って変更されます（会更 205①）。また、更生計画の条項は、更生債権者表及び更生担保権者表に記載され、確定判決と同一の効力を有します（会更 206）。

更生計画における更生債権者等の権利の変更に関する条項は、以上のような重要性を有する更生計画のなかでも最も重要であり、かかる条項を定めるにあたっては、平等の原則、公正・衡平の原則及び清算価値保障の原則の適用があり、また、更生計画案の遂行可能性にも意を用いる必要があります。

(2) 平等の原則

① 権利変更に関する平等原則

会社更生法 168 条 1 項は、各種の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類を有する者の間では、それぞれ平等でなければならないと定めています。そこでいう種類とは、①更生担保権、②一般の先取特権その他一般の優先債権がある更生債権、③一般の更生債権、④約定劣後更生債権、⑤残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、⑥それ以外の株式の 6 種類です。

② 平等原則の例外

しかしながら、法は、以下のとおり、平等原則の例外を認めています(会更 168① 柱書但書)。

(a) 不利益を受ける者の同意がある場合には、その者に対して弁済率を低くする等の不平等な取扱が許されます。例えば、親会社、旧経営陣が更生債権者等となっているときに、これらの者の同意を得て、100%の免除を受ける等の不利益扱いをすることがあります。

(b) 少額の更生債権者等について別段の定めをしても衡平を害しない場合が認められています。ここでいう別段の定めとは、他の更生債権者等よりも弁済率や弁済期間などにおいて有利な定めをすることです。例えば、更生会社が、少額の債権の管理費用の負担を軽減するため、他の更生債権者等より有利な条件の弁済を一括して行う場合があります。

(c) 手続開始後の利息の請求権等(会更 136②一乃至三)について劣後的扱いをすることも衡平を害しない場合とされています。

(d) それ以外に、同一の種類を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合が挙げられています。この場合、衡平とは、権利の性質や発生原因等を考慮したときに、当該権利者を他の権利者よりも有利に、または、不利に扱うことに合理的理由が認められることを意味しています。有利に扱う例としては、不法行為債権(とくに人身損害に対する賠償債務)を優遇する場合があります、不利に扱う場合としては、同意がない場合であっても、親会社や旧経営陣の更生債権等について、弁済率を低め、あるいは、全額免除とすることがあります。

(3) 公正・衡平の原則

① 「公正・衡平の原則」の意味

公正・衡平の原則とは、更生計画において、異なる種類の権利を有する者の間においては、権利の順位(会更 168①一～六)を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとするものです(会更 168③)。ただし、租税等の請求権及び更生手続開始前の罰金等の請求権については、公正・衡平の原則の適用対象から除外されています(会更 168④)。

② 「公正・衡平」の意味－絶対的優先説と相対的優先説

「公正・衡平」の意味については、(i)各種類の権利を実体法上の優先劣後の関係と同視し、先順位の権利が完全に満足させられない限り、後順位の権利には満足を与えることを禁止する絶対的優先説と(ii)先順位の権利者に与える満足が後順位の権利者に与える満足よりも相対的に大きくなければならないことを意味すると解する相対的優先説とに分かれています。実務では相対的優先説によることが多いと思われませんが、これによれば更生担保権について一部免除を定める場合であっても、その免除率が優先的更生債権や一般の更生債権の免除率より低ければ、公正・衡平の原則に反しないこととなります。

(4) 清算価値保障の原則

清算価値保障の原則とは、更生計画によって各更生債権者等に配分される利益は清算・破産により得られる配当の額（清算価値）を上回らなければならないとする原則です。民事再生法においては、「再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反する」ことを再生計画の不認可事由の一つとして定める形で清算価値保障の原則が規定されています（民再 174②四）が、会社更生法には明文の定めはありません。しかし、倒産処理法全般を支配する基本原則として解釈上認められているものです。

(5) 遂行可能性の原則

更生計画案に遂行可能性がないときには、裁判所は更生計画案を決議に付す旨の決定をすることができず（会更 189①三、199②三）、また、当該更生計画案が可決されたとしても認可することができません（会更 199②三）。更生手続の目的が株式会社の事業の維持更生を図ることにある（会更 1）ことに照らせば、弁済資金の調達方法、事業収益計画などから更生計画案で定めた債務弁済計画が実現可能であることのほか、更生会社の事業の維持更生が十分な合理性をもって期待できることが遂行可能性の判断にあたって必要と解されています。

6 更生計画案の必要的記載事項

更生計画案に盛り込むべき事項は、会社更生法167条等に規定されています。そして、更生計画案の条項には、更生計画に必ず記載しなければならない必要的記載事項とそれ以外の任意的記載事項があります。必要的記載事項は、その記載がないと更生計画案を決議に付する旨の決定ができず（会更189①三、199②一）、職権で更生手続廃止決定がなされる（会更236一・二）こととなります。

(1) 更生計画案の必要的記載事項には、全部又は一部の更生債権者等又は株主の権利の変更（会更167①一、168、170）、更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人及び清算人（会更167①二、173）、共益債権の弁済（会更167①三）、債務の弁済資金の調達方法（会更167①四）、及び会社更生法167条1項5号以下に規定する事項があります。

(2) 更生計画における権利の変更

① 権利の変更に関する条項においては、変更されるべき権利を明示し、かつ、変更の権利の内容を定めらなければならず（会更170①）、他方、更生計画によってその権利に影響を受けないものがあるときは、その権利を明示しなければなりません（同条②）。

② 具体的な権利変更の方法は、更生担保権、優先的更生債権、一般更生債権、株主の権利等の種類毎に規定されることとなります。更生担保権については、担保の種類毎にその担保権の存続、被担保債権の弁済、及び担保権の消滅について定められ、リース物件を目的とする担保権に関する規定や処分が予定されている担保不動産に関する処分連動方式の規定が措かれることが多くあります。なお、更生計画で定めのない担保権は消滅しますが（会更204）、実務上このことを明確化するため、更生計画にこの点を記載するのが一般的です。また、優先的更生債権の内の公租公課については、更生計画においてその権利に影響を及ぼす定めをするには原則として徴収権者の同意が必要です。

一般更生債権については、元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金と、更生手続開始決定日以後の利息・損害金に分

けて記載され、前者については減縮の上、弁済率・弁済期日等を定め、後者については全額免除を定めるのが通常です。株主の権利については、更生会社が債務超過に陥っている場合は、その更生計画において、株式の無償消却によって100%減資が行われることが通常です。

7 更生計画案の任意的記載事項

ここでいう任意的記載事項とは、その事項に関する条項を定めなくても、更生計画が不適法となるわけではありませんが、その事項について効力を生じさせるためには、更生計画における定めが必要な事項です。

(1) 会社の組織に関する事項

更生手続開始後その終了までの間においては、更生会社の組織に関する基本的事項は、更生計画に定めるところによらなければ行うことができないとされており（会更45①）、株式の消却又は募集株式を引き受ける者の募集（一）、資本金又は準備金の額の減少（三）、合併、会社分割、株式交換、株式移転（八）を行う場合には、必ず更生計画に定める必要があります。

また、定款の変更又は事業の全部又は重要な一部の譲渡については、裁判所の許可によりすることができますが、そうでなければ、更生計画に定める必要があります（会更45②、会更46）。

(2) その他の任意的記載事項には、更生計画認可の決定後の更生会社において取締役に変更会社の事業の経営権及び財産の管理処分権を回復させる場合の定め（会更72④）、更生会社以外の者が更生会社の事業の更生のために債務を負担し、若しくは担保を提供するとき又は更生会社の財産から担保を提供する時の定め（会更171）、未確定の更生債権等がある場合におけるその取り扱いに関する措置（会更172）があります。

8 少額弁済の規定と商取引債権の保護

(1) 少額弁済

更生手続開始決定により更生債権等は更生計画外での弁済を禁止されます（会更47①）。そして、前述したとおり、更生計画において

は、平等原則が適用されることから、例外的な場合を除き、同一の権利を有する者の間では、平等でなければならないとされています。しかしながら、会社更生法は、更生会社の手続を円滑に進行させる必要がある場合(会更 47⑤前段)、あるいは、少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときは(会更 47⑤後段)、更生計画が認可される前であっても、裁判所の許可を得て、更生債権等の弁済ができる場合を定めています。

更生会社の事業価値の毀損を防ぐためには、商取引債権を早期に弁済することが必要な場合が多いのですが、商取引債権の早期の弁済については、更生手続開始前であれば弁済禁止の保全処分の解除、更生手続開始後であれば、会更 47⑤後段の規定による少額弁済の規定が適用されることとなります。

(2) 会社更生法 47 条 5 項前段による弁済

① 会社更生法 47 条 5 項前段による少額弁済を実施する場合

少額債権の弁済により事務手続の煩瑣を回避することを目的としていますので、多数の少額債権者がいる場合に弁済の実施を検討することになります。

② 少額債権の額

弁済する少額債権の額は、更生会社の資金繰り、規模、負債額や更生債権等の額の分布を勘案して決定します。なお、公平性の観点から、更生計画においても、少額弁済を実施した金額と同額までは一律に弁済することが必要ですので、弁済資金の負担額について慎重に考慮する必要があります。具体的には 30 万円から 50 万円とする事案が比較的多いようです。なお、少額債権の額を超える債権を放棄した場合に少額弁済の対象とする許可は可能と解されています。

③ 再生手続との比較

更生手続の場合には、再生手続の場合と比べて、会社の規模が大きく、債権者数が多数の事案も多いため、資金繰りの検討に注意が必要です。

(3) 会社更生法 47 条 5 項後段による弁済

① 会社更生法 47 条 5 項後段による少額弁済を実施する場合

会社更生法 47 条 5 項後段は、更生会社の事業価値の毀損を避けるため、(a)少額の更生債権等を(b)早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときに、裁判所の許可を得て、更生債権等の弁済を行うことを認めています。かかる趣旨から、(a)については更生会社の規模や事業態様、負債総額、資金繰りの状況等を踏まえて、相対的に少額であることを言うものと解されます。(b)については、当該商取引の継続が更生会社の事業活動継続にとって不可欠であること、更生債権の弁済をしなければ相手方が将来の取引を拒絶する蓋然性が高く、かつ、代替する取引先が容易に見出し難いことが必要となりますし、弁済により取引が継続されることも重要です。実務上、東京地方裁判所では、事案ごとに、更生会社の事業内容、信用状況、当該取引の重要性及び代替性の有無及び程度、代替取引開始の緊急性の程度と代替取引先探索に要する時間、取引先の属性、取引先の有する更生債権等の早期弁済の有無による更生会社の事業価値ひいては他の更生債権者等に対する弁済率への影響等を総合考慮して、債権者全体にとって利益になるか否かという観点から判断されているようです。

② 具体的な弁済許可の範囲

具体的な弁済許可の範囲としては、JAL の事案で燃油費等を含む商取引債権、リース債権・割賦債権等、ウィルコム的事案で貸付金債権、社債、リース料債権を除く一般商取引債権に係る更生債権のうち 25 億円以下の部分について、それぞれ弁済許可がされた事例があります。なお、会社更生法 47 条 5 項後段の趣旨を考慮し、更生手続開始前に、ホテル事業について弁済禁止の保全命令の一部取消しにより取引債権を弁済した事例、サービスエリア事業及びホテル事業並びにゴルフ事業を営む企業グループにおいて保全管理命令による弁済禁止の例外を設けて商取引債権を弁済した事例も紹介されています。

③ 保全処分の例外として商取引債権保護をした場合の開始決定後の取扱い

更生手続開始申立後、弁済禁止の保全命令又は保全管理命令がなされ、商取引債権を弁済禁止の例外とした場合でも、弁済期が到来

しない等の事情により当該命令前の原因に基づく債権を弁済せずに更生手続開始決定がなされる場合があります。この場合も、商取引債権保護による事業価値の維持という趣旨や商取引債権者間における公平感からすれば、更生手続開始決定後に会社更生法 47 条 5 項後段による許可を得て弁済を行うことが望ましいと考えられます。

9 プレ DIP ファイナンスの保護

事業再生 ADR の手続を取ったが、これが成立せずに、法的再建手続に移行する場合があります。事業再生 ADR の手続においては、商取引債権者は対象とせずに事業価値の毀損を防止することになりますが、事業再生 ADR の手続中にファイナンスを受けた後、法的再建手続に移行した場合には、このファイナンスによる債権に優先権を与えることを検討する必要があります。そうでなければ、事業再生 ADR の手続中にファイナンスを受けることが困難となり、事業価値の毀損が生じる場合があるからです。

すなわち、プレ DIP ファイナンスとは、事業再生 ADR 手続において、手続の開始から終了に至るまでの間において、当該事業者が、産活法 52 条に定める各号の要件に適合することの確認を特定認証紛争解決事業者から得て行った借入をいいます。同条各号の要件とは、① 事業者の事業の継続に欠くことができないもの（1 号）、② 当該借入について、その時点の他の債権の弁済よりも優先的に扱うことについて対象債権者全員の同意を得ていること（2 号）、の二つです。これらの要件を満たすことが確認された借入については、会社更生手続に移行した場合に、更生計画案において、同一の種類の変更債権との間に権利変更の内容に差を設けても衡平を害しないかどうかを更生裁判所が判断するものとされており（産活法 54 条。）、債権者平等原則の例外となることがありえます。企業再生支援機構法 35 条、36 条（なお、現行法は地域経済活性化支援機構法）にも、機構の確認を得た借入について同様の規定が設けられています。プレ DIP ファイナンスがなされた場合、会社更生に移行したとしても、これを他の債権よりも優先的に扱うことで、このような貸付が促進されて資金調達が円滑になり、事業再生に資することになりますが、

優先的取扱に同意をした債権者との間でのみ優劣を認めるのか、それとも、一般の債権も含めて優劣を認めるかについては明確ではなく、先例もないところです。実務的には、倒産手続開始直後に共益債権類似の債権として裁判所の許可を得て弁済をすること(会更128条1項)、少額弁済(会更47条5項後段)の利用が考えられますが、立法論としては、産活法の確認を得たプレDIPファイナンスについては、これを共益債権とする等の手当てが必要です。